

東日本大震災後の輸出と日本政府の対応

1 我が国の食品・製品に対する諸国の対応と風評問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力・福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故に関連して、一部の国・地域において、農林水産品を中心に我が国輸出品への放射線検査や検査・産地証明書を求める等の措置がとられている。現在までに鉱工業品への輸入規制は概ね撤廃されている¹が、農林水産品については、緩和傾向にあるものの、一部の国²を除き規制撤廃までは至っていない³。

韓国は、2011年3月24日に8県⁴からの一部の水産物のみ輸入禁止とし、上記8県以外からの水産物については、韓国側の検査でセシウム及び要素が100Bq/kg以下であれば輸入可能としていた。しかし、2013年9月、日本産水産物に対する輸入規制の強化を行い、8県からの全ての水産物について、全面的に輸入禁止とするとともに、上記8県以外からの水産物については、韓国側の検査で放射性物質が微量でも検出されれば、ストロンチウム及びプルトニウム等の検査証明書が追加で要求されることとなった。さらに、韓国国内のセシウム基準が370Bq/kgから我が国と同じ100Bq/kgに変更された。この他、台湾は、2011年3月26日から5県⁵からの全ての食品（酒類を除く）を輸入停止しているが、2015年4月に日本産食品に対する輸入規

制を強化する旨決定を行っている。具体的には、5県以外の都道府県から産地証明や放射性物質検査証明の添付を義務付ける内容を公告し、当該措置を同年5月から施行すると発表した。

我が国は、福島第一原発の事故直後から、我が国の食品・製品の安全性を確保するため、国際基準⁶に準じて、徹底した措置を講じること、当該措置につき各国の政府・報道機関・国民に対し迅速かつ正確な情報発信を実施すること、我が国の出荷制限よりも広範な規制を取っている国・地域に対して科学的根拠⁷に基づき対象地域・品目の縮小を働きかけることを柱とし、我が国輸出品の安全性を確保すべく官民を挙げて取り組み、同時に各国に対して国際ルールに従って冷静に対応するよう呼びかけてきている。

【参考】各国の規制緩和状況

<鉱工業品>

現在までに、中東諸国の一部⁸を除き、我が国鉱工業品に対する輸入禁止や証明書添付の要請といった規制は概ね撤廃されている。（サンプル検査は一部の国・地域で引き続き実施されている。）⁹

<農水産品>

- ・一部の国²は規制を全面的に撤廃。
- ・主要国には輸入禁止の対象地域を狭める動きが出てきている。

1 エジプトのみ、一部鉱工業品（スクラップ、原材料）に対する輸入禁止措置を継続している。

2 カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、豪州（合計13か国）

3 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制措置の現状については、農林水産省HPで最新状況を公開中。「諸外国・地域の規制措置」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

4 福島県、宮城県、岩手県、青森県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県

5 福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県

6 食品に関するコーデックス委員会（年間線量1mSv未満）、飲料水に関するWHOの放射性物質の指標値（10Bq/kg）、空間線量に関するICRP基準（年間線量緊急時100mSv未満、平常時1mSv未満）等。

7 このような貿易制限的な措置について科学的根拠を要求する国際法上の根拠は、SPS協定とTBT協定である。

8 オマーン、イラン、イラク、クウェート、エジプト、レバノン、ウガンダ

9 「諸外国・地域における放射線検査実施状況等（鉱工業品分野）」（2013年4月12日現在）

http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/commodities_link_02.pdf

(例) タイ 12都県→8県(新潟、長野等を除外、
2011年8月3日付)

■主要国における農水産品の輸入規制状況 (2015年4月30日現在)¹⁰

国・地域	内容
米国	輸入停止 (14県、指定品目)
韓国	輸入停止 (13県、指定品目)
シンガポール	輸入停止 (福島県、指定品目)
台湾 ^{※1}	輸入停止 (5県、全ての食品 (酒類を除く)) 産地証明書の要求 (輸入停止の5県を除く全ての都道府県、全ての食品 (酒類を除く)) 放射性物質の検査証明書の要求 (8県、指定品目) ¹¹
中国 ^{※2}	輸入停止 (10県、全ての食品)
サウジアラビア	放射性物質の検査証明書の要求 (全国、全ての食品)
EU	放射性物質の検査証明書の要求 (全国、指定品目)
タイ	放射性物質の検査証明書の要求 (3県、全ての食品)
ブラジル	放射性物質の検査証明書 (ポルトガル語翻訳付) の要求 (福島県、全ての食品)

※1 産地証明及び放射性物質検査証明の要求は2015年5月15日より施行予定。

※2 放射性物質検査証明書の様式で中国側と合意が成立しておらず、事実上、日本全域からの一部産品 (乳製品、果実、野菜、薬物、薬用植物産品等) の輸入停止状態が継続。(原産地証明書については、2011年11月24日付で様式に関する合意が成立し輸入再開。

2 我が国食品・製品安全確保のための取り組み

(1) モニタリング体制の迅速な構築

a. 大気・土壌・水道水・海水

2011年3月14日以降、政府は、空間、海域、上水道等につきモニタリングを実施、結果を毎日各省ホームページで公表するほか、農林土壌についても、地方自治体・大学と協力して福島県他近隣5県でモニタリングを実施、放射性物質の分布を把握し、除染計画の検討材料としている。なお、これまでのモニタリング結果を参照すると、避難区域外の我が国主要都市における大気や土壌等の放射線物質量は、人体に影響を及ぼす水準¹²に無い。

b. 食品モニタリング

福島第一原発の事故後周辺環境から放射能が検出されたことを受け、日本政府は、食品衛生法上の措置として、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、規制値が指標を上回る食品については食用に供されないよう2011年3月17日に各自治体に通知した。この暫定規制値を超える放射線量が測定された食品について出荷制限が当初実施されたが、その後、継続的かつ正確なモニタリングにより、確実に安全と判断された品目から順に出荷制限は解除されつつある。

10 前掲注3参照。

11 岩手県、宮城県、東京都、愛媛県の水産品、東京都、静岡県、愛知県、大阪府の茶類産品、宮城県、埼玉県、東京都の乳製品、キャンディ、乳幼児食品、ビスケット、穀類調製品。

12 原発から230km以上離れた東京においては、震災直後の3月15日に一時的に大気中の放射性物質レベルが上昇したものの、現在は原発事故前の通常測定値範囲内にある。また福島では、3月15日、16日に25 μ Sv/h 程度の高い数値が観測されたが、その後は1～3 μ Sv/h の水準で推移している。なお、放射線量は建材などの遮蔽物があると減衰する性質があり、実際に受ける放射線量は大気中の測定値より少なくなる。なお、これら放射線量の目安であるが、例えば2 μ Sv/h を屋外で1年間浴び続けた場合、CT スキャン 2.5 回分に相当する被ばく量となる。

c. 空港・港湾等のモニタリング

日本政府は、2011年3月20日から成田及び羽田空港における放射線量の測定を実施している。同年4月中旬から港湾の大気及び海水についても毎日測定し、結果を国土交通省ホームページ¹³等で公表してきている。さらに港湾内の船舶についても、同年4月22日に発出された「船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」に基づき、同年4月28日から放射線量測定を実施している。

(2) 我が国輸出品の安全性に対する信頼確保

輸出される農林水産品に関しては、国内流通過程での検査に加え、水際においても我が国産品の安全性に対する信頼を確保するために、主要な諸外国・地域における食品の検査や規制強化の状況について輸出業者に情報提供し、必要に応じ安全性の証明書を発行している。鉱工業品に関しては、海外の取引先から放射線量に関する証明を求められた場合には、輸出企業に対して、放射線量検査機関の紹介や商工会議所による証明サービスの周知を実施し、ジェットロに相談窓口を設置する他、全国42ヶ所の貿易情報センターで個別に企業の相談に対応している。また、政府による風評被害対策の一環として、国が指定した検査機関で輸出品（農水産品も含む）の放射線検査を行う際の検査料の補助¹⁴を2013年3月末まで実施していた¹⁵。

さらに港湾において、「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」に基づき、2011年4月28日から、公的機関（国、港湾管理者、日本海事協会）による輸出コンテナ及び船舶の

放射線測定に対する証明書の発行が順次開始されている。

(3) 正確で迅速な対外情報発信

① 政府に対する情報発信

震災発生直後より、国際会議などの場で、総理大臣や閣僚による情報発信を実施してきている。各国の輸出入関連措置等に関しては、各国の関係当局が科学的かつ合理的な判断に基づいて適切な対応を行うよう要請してきた。現在に至るまで、国際会議や海外出張時・来日時の会談など、あらゆる機会を捉えハイレベルでの働きかけを継続してきている。

② 産業界・プレス等に対する情報発信

日本政府は、全ての在外公館（大使館、総領事館等）に対し震災関連の情報発信を強化するよう指示を行い、世界各地における在外公館による説明会を開催している。

また、国内でも各種説明会を開催しており、特に外資系企業・在京外交団・在京プレス特派員等を対象に、記者会見やブリーフィングを実施している。その他、対メディアの個別インタビューへの対応やプレスリリース等の発出を通じた関連情報の迅速な発信の取り組み、海外TV局の招聘等を行っている。

3 まとめ

原発事故と原子力災害発生を受け、我が国は日本産品の安全性を確保すべく、早急に対応を実施してきた。しかし各国が日本産品に対して規制を強化

13 http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000040.html

14 貿易円滑化事業費補助金 補助率 - 中小企業：10分の9、大企業：2分の1

15 <http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/pdf/130430a.pdf>

16 国際民間航空機関（ICAO）「日本への渡航制限はない」（2011年3月18日付けプレスリリース）

<http://www.icao.int/Newsroom/Pages/no-restrictions-on-travel-to-japan.aspx>

国際航空運送協会（IATA）「日本への渡航制限はない」（2011年3月19日付けプレスリリース）

<http://www.iata.org/pressroom/pr/Pages/2011-03-18-02.aspx>

国際海事機関（IMO）「日本港湾での放射能による健康被害はない」（2011年3月24日付けプレスリリース）

<http://www.imo.org/MediaCentre/PressBriefings/Pages/13-navigation-off-japan.aspx>

17 IAEA 調査団報告書 “IAEA INTERNATIONAL FACT FINDING EXPERT MISSION OF THE FUKUSHIMA DAI-ICHI NPP ACCIDENT FOLLOWING THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE AND TSUNAMI”

した結果、被災地から遠く離れた地域の産品に対しても検査等多大なコストが生じ、品目によっては輸出自体ができなくなる事態が発生した。

東日本大震災及び原発事故後、我が国は、国際社会の要請に応え、透明性を確保しつつ迅速かつ正確な情報提供に最大限努めてきた。事故直後迅速に構築された大気・水・食品等のモニタリング体制、食品の流通過程での厳格な検査体制、港湾での輸出産品のモニタリング体制を確立したことで、我が国産品の安全性は確保されている。

また大気等のモニタリングによる検査結果は、震災後の早い段階で各種数値が低減していることを示しており、ICAO（国際民間航空機関）やIMO（国際海事機関）といった国際機関からも事故直後から我が国への渡航等の安全性を明示する報道発表がなされてきた¹⁶。さらにIAEAからは、我が国の原発事故への対応は、取り得る最良のものであったとの評価を受けている¹⁷。我が国の官民挙げた努力と、このような国際機関による評価等により、鉱工業品に対する規制は概ね撤廃されている。他方、農林水産品については、前述のとおり緩和傾向にあるものの、規制撤廃までは至っていない。日本として、引き続き最大限の透明性をもって迅速かつ正確な情報発信をするよう努めることはもちろんであるが、各国政府としても、不当な輸入禁止等の措置をとらず、国際ルールに則って対応することが期待される。